令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります

子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

いつ から?

開始時期について

■ 子ども・子育て支援金は令和8年4月分保険料(5月納付分)より一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。



■ 納入告知書(請求書)には、**第3の費目**として子ども・子育て支援金が追加されます。

※健保組合は、子ども・子育て支援金の代行徴収的な位置づけになります。

何に 使う?

支援金の使途は

- 支援金を財源として、国がこども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。
- 加速化プランとは、我が国の**少子化対策を促進**するために、児童手当の拡充等の給付を拡充するなど、さまざまな施策のことです。

<加速化プランの施策>

妊婦のための支援給付 出生後休業支援給付率の引き上げ 育児時短就業給付 等

いくら 支払う?

どの程度の負担感か

<支援金率・支援金の負担イメージ> R8 R9 R10 R11年以降

<各年度における支援納付金の総額>

R8年度…約6,000億円

R9年度…約8,000億円

R10年度…約1兆円

当組合の負担額・イメージ

標準報酬総額×支援金率=支援金額 112,564百万円×0.4%=445百万円/年

^{事業主} 223百万円 :

被保険者 223百万円

一人当たり負担額(平均)

223百万÷13,750人=16,200円/年 16,200÷12か月=1,350円/月

- 負担率(支援金率)は、令和8年からスタートし、令和10年度には**0.4%程度**に**段階的に上がることが想定**されます。
- ただし、国が令和10年度に支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や 介護保険料のように右肩上がりで増え続けることはありません。
- 健保組合と協会けんぽには、国が一律の支援金率を示すこととなっています。